

様式第一号 (平21内府令5・追加、平23内府令10・令元内府令2・一部改正)

【セグメント情報】

I 前中間会計期間(自 年 月 日 至 年 月 日)

1. 報告セグメントの概要
2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法
3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位： 円)

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部 売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損 失(△)	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント負債	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他の項目						
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
のれんの償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法投資利益又は 損失(△)	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(負ののれん発生 益)	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(減損損失)	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法適用会社への 投資額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

II 当中間会計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）

1. 報告セグメントの概要
2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法
3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位： 円）

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部 売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損 失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント負債	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他の項目						
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
のれんの償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法投資利益又は 損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（負ののれん発生 益）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（減損損失）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法適用会社への 投資額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（記載上の注意）

1. この様式において「事業セグメント」とは、財務諸表等規則様式第二号記載上の注意1. に規定する事業セグメント（同記載上の注意2. により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）をいう。
2. この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、財務諸表等規則様式第二号記載上の注意3. に規定するもの（同記載上の注意4. 及び5. により報告セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）とする。ただし、同記載上の注意5. 中「損益計算書」とあるのは、「中間損益計算書」と読み替えるものとする。
3. 「1. 報告セグメントの概要」には、次に掲げる事項を記載すること。
 - (1) 事業セグメントを識別するために用いた方法（製品・サービス別、地域別、規制環境別又はこれらの組合せその他の事業セグメントの基礎となる要素の別）
 - (2) 二以上の事業セグメントを集約して一つの事業セグメントとしている場合には、その旨
 - (3) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類
4. 「1. 報告セグメントの概要」に関して、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するとき、それぞれに定める内容を追加して記載すること。ただし、(2)により記載すべき情報のうち、一部の項目について記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を省略することができる。また、(2)により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
 - (1) 財務諸表等規則様式第二号記載上の注意3. に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 その旨及び前中間会計期間のセグメント情報を当中間会計期間の報告セグメントの区分により作成した情報（当該情報を記載することが実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響）
 - (2) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨及び前中間会計期間のセグメント情報を当中間会計期間の区分方法により作成した情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当中間会計期間のセグメント情報を前中間会計期間の区分方法により作成した情報）
5. 「2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項

目の金額の算定方法」には、次の(1)から(7)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。

- (1) 報告セグメント間の取引がある場合 当該取引における取引価格及び振替価格の決定方法その他の当該取引の会計処理の基礎となる事項
 - (2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間損益計算書の利益計上額又は損失計上額（中間損益計算書の営業利益若しくは営業損失、経常利益若しくは経常損失、税引前中間純利益若しくは税引前中間純損失又は中間純利益若しくは中間純損失のうち、適当と判断される科目の金額をいう。7. (2)において同じ。）との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項
 - (3) 報告セグメントの資産の合計額と中間貸借対照表の資産計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項
 - (4) 報告セグメントの負債の合計額と中間貸借対照表の負債計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項
 - (5) 事業セグメントの利益又は損失の算定方法を前中間会計期間に採用した方法から変更した場合 その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与える影響
 - (6) 事業セグメントに対する特定の資産又は負債の配分基準と関連する収益又は費用の配分基準が異なる場合 その内容
 - (7) その他参考となるべき事項がある場合 その内容
6. 「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメント（企業を構成する単位をいう。）に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。
- (1) 報告セグメントごとの利益又は損失及び資産の金額
 - (2) 報告セグメントごとの負債の金額（負債に関する情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）
 - (3) 報告セグメントの利益又は損失に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額（報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に次に掲げる項目が含ま

まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。)

- ① 外部顧客への売上高
- ② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高
- ③ 減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）
- ④ のれんの償却額
- ⑤ 受取利息
- ⑥ 支払利息
- ⑦ 特別利益（主な内訳を含む。）
- ⑧ 特別損失（主な内訳を含む。）
- ⑨ 税金費用（法人税等及び法人税等調整額）
- ⑩ ①から⑨までの項目に含まれていない重要な非資金損益項目（中間損益計算書における利益又は損失の計算に影響を及ぼすもののうち、キャッシュ・フローを伴わない項目をいう。）

(4) 報告セグメントの資産に関する金額のうち、当中間会計期間における有形固定資産及び無形固定資産の増加額（報告セグメントの資産の金額の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。)

7. 「4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、次に掲げる項目に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載することとし、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を省略することができる。

- (1) 報告セグメントの売上高の合計額と中間損益計算書の売上高計上額
- (2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間損益計算書の利益計上額又は損失計上額
- (3) 報告セグメントの資産の合計額と中間貸借対照表の資産計上額
- (4) 報告セグメントの負債の合計額と中間貸借対照表の負債計上額
- (5) 報告セグメントのその他の項目（(1)から(4)までに掲げる項目を除く。）の合計額と当該項目に相当する科目の中間財務諸表計上額

8. 7. において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。

9. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。